

住みよい山口 いつも心に 交通安全



交通安全シンボルマーク

令和6年 年末年始の 交通安全県民運動

実施期間 令和6年12月10日[火] ▶ 令和7年1月3日[金]

運動の重点

反射材用品等の着用推進や
安全な横断方法の実践等による
歩行者の交通事故防止



夕暮れ時以降の早めのライト点灯や
ハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶



自転車・特定小型原動機付自転車利用時の
ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



高齢者の交通事故防止



県下の統一行動日

12月12日(木) 「反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止」を呼びかける日

12月18日(水) 「夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶」を呼びかける日

12月23日(月) 「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」を呼びかける日

12月26日(木) 「高齢者の交通事故防止」を呼びかける日

主催:交通安全山口県対策協議会

問合せ先

山口県環境生活部県民生活課 TEL 083-933-2619

年末年始を 無事故・無違反で過ごそう！

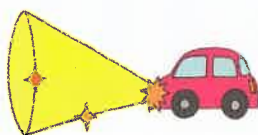
交通事故のない年末年始を！

年末年始は、例年、重大事故が増加する傾向にあります。

歩行者、ドライバーそれぞれの立場で交通安全意識を高め、悲惨な交通事故を一件でも減らしましょう！

ドライバーの方へ

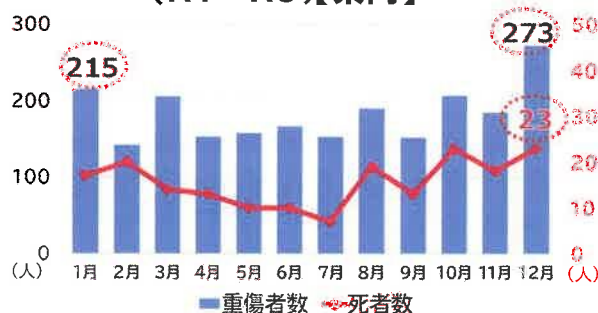
- ・ 早めのライト点灯
- ・ ハイビームの上手な活用
- ・ 危険を予測した運転



歩行者の方へ

- ・ 明るい色の服装と反射材の活用
- ・ 道路を横断するときは、横断歩道の利用とハンドサイン等の実践

月別交通事故死者数・重傷者数 (R1～R5)【県内】



横断歩道ハンドサイン運動実施中

自転車の「ながら運転」・「酒気帯び運転」 罰則強化！



令和6年5月24日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、自転車の運転中における携帯電話使用等（いわゆる「ながら運転」）及び自転車の酒気帯び運転等の罰則規定が整備されました。

「ながら運転」とは…

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為

「酒気帯び運転」とは…

血液1ミリリットルにつき、0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき、0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転する行為

